

(医療法の一部改正)

第三十三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第八号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第三号の二」を「第六号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第五号の四口中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第七十二条第二項」を「第一百十一条第二項」に改める。

第七十三条の四第一項第四号の七中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号の四口中「社会福祉事業法第七十二条第二項」を「社会福祉法第一百十一条第二項」に改める。

第三百四十八条第二項第十号の七、第五百八十六条第二項第四号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の七中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三十五条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第五号の四口及び第三百十四条の二第一項第五号の四口中「第百十一条第二項」を「第百十三条第二項」に改める。

(生活保護法の一部を改正する法律及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「基き」を「基づき」に改める。

一 生活保護法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百六十八号)附則第三項

二 身体障害者福祉法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百六十九号)附則第三項

(公営住宅法の一部改正)

第三十七条 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(児童福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 児童福祉法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「基き」を「基づき」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第三十九条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設」を削り、「、政令」を「政令」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「これらの法律」を「生活保護法」に改め、「若しくは措置」を削り、同項第二号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る助産又は母子

保護の実施の用

第二条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「左に」を「次に」に改め、同号口中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十六条第一項」を「社会福祉法第五十八条第一項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百十六条の二第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる入院又は入所(以下この条において「入院等」という。)をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継

続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 病院又は診療所への入院

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等への入所

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等（同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）又は心身障害者福祉協会法

（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する

福祉施設への入所

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

六 介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設への入所

（老人福祉法の一部改正）

第四十一条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

第二十五条中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に、「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第五号」に改める。

第三十四条の二第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第四十二条 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第一号中「把握」を「把握」に改め、同条

第二号中「附随する」を「付随する」に改める。

第二十二条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四十三条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を「第二条

第二項第七号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「添附」を「添付」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十五条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改める。

(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の一部改正)

第四十六条 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十四条第二項」を「第五十六条第二項」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第四十七条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第三十四条第四項各号」を「第三十六条

第四項各号」に改める。

第二十一条第一項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第二項中「第一項第四号」を「前項第四号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第四十八条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十九条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

別表第一第七号口中「社会福祉事業法第二条(一)」を「社会福祉法第二条(一)」に、「社会福祉事業法第二条第二項第三号、第四号若しくは第六号」を「社会福祉法第二条第二項第四号、第五号若しくは第七号」に、「同条第三項第三号の三」を「同条第三項第七号」に改める。